

注意指導書

令和8年8月10日

営業部 田中 一郎 殿

下記のとおり、業務上の問題につき注意し、改善を指導します。

発生日時	令和8年8月5日
事案の概要	得意先向け見積書の金額を誤って提出し、訂正対応に追われた。過去3か月で同種のミスが2回目。
就業規則上の根拠	就業規則第〇条（服務規律）
改善を求める事項	見積書作成時のダブルチェック手順の徹底
改善期限	令和8年9月10日
次回同様の事案が生じた場合の取扱い	懲戒処分（譴責以上）を検討する

本書の内容を確認しました。

本人署名： 田中 一郎 印

弁明の機会付与通知書

令和8年8月20日

営業部 田中 一郎 殿

貴殿について、下記の事案に関し懲戒処分を検討しています。ついては、下記日時に弁明の機会を設けますので出頭してください。正当な理由なく出頭しない場合、弁明の機会を放棄したものとして取り扱います。

懲戒検討事由	令和8年8月5日の見積金額誤記載、及び同種事案の再発（就業規則第〇条違反の疑い）
弁明機会の日時	令和8年8月25日（火）14:00～
場所	本社3階 会議室B
同席可能な者	所属長・人事担当者
持参物	特になし（事案に関する言い分を書面で用意してもよい）

懲戒処分通知書

令和8年9月1日

営業部 田中 一郎 殿

貴殿について、下記のとおり懲戒処分を行いますので通知します。

処分の種類	☒ 譴責 ☐ 減給 ☐ 出勤停止 ☐ 降格 ☐ 諭旨解雇 ☐ 懲戒解雇
処分理由	令和8年8月5日の見積金額誤記載を含む同種事案の再発。令和8年8月10日付注意指導書による改善指導後も再発防止策の徹底が不十分と認められたため。
就業規則上の根拠	就業規則第〇条（懲戒の事由）・第〇条（懲戒の種類）
弁明の機会	令和8年8月25日実施済み
処分の内容・効力発生日	譴責処分とし、始末書の提出を求める。効力発生日：令和8年9月1日
異議申立ての方法	本通知受領後7日以内に人事部へ書面で申立て可能

代表取締役 鈴木 一郎 印